

[2025 年度用]

特定非営利活動法人フットスポーツアカデミー

入会規約

第1条(目的)

この規約は、特定非営利活動法人フットスポーツアカデミー(以下「当クラブ」という)と、ご入会いただく会員及び保護者の方との間で、円滑な役務提供が出来ることを目的とし、必要事項を定めたものです。

第2条(入会の申込)

当クラブへの入会希望者は、当該者の保護者より当クラブ所定の「入会申込書」に必要事項を記入の上、当クラブへ提出して頂きます。

なお、当該「入会申込書」を当クラブが受理し、記入された入会希望日より入会契約が締結となり、入会金、年会費、月会費(期会費)が発生致します。

第3条(入会が承認されない場合)

入会希望者が、次の各号の一つに該当する場合には、入会をお断りすることがあります。

1. 入会希望者に医師によって活動を止められるような疾病がある場合
2. 入会によって当クラブの活動に著しく支障をきたす恐れがあると当クラブが判断した場合

第4条(入会契約の有効期間)

1. 当年4月1日から翌年3月31日までを当クラブの年度とします。
2. 入会申込(契約)の有効期間は、第2条に定める契約締結日から当クラブの年度末までとします。ただし、年度末(契約満了月)の15日までに「退会届」が提出されない場合は、この契約は自動的に一年間延長されるものとし、その翌年以降も同様と致します。
3. 継続なさる会員の方々におかれましても、手続や準備のために前項同様、年度末(契約満了月)の15日までに「更新届」を提出していただきます。それ以降に退会を申し入れられた場合は、本条項に基づき自動更新として、一期分の会費を請求させていただきます。

第5条(住所、氏名等の変更届出)

会員及びその保護者の住所、氏名、電話番号、連絡先等が変更になったときは、速やかに当クラブに届け出るものとします。

第6条(クーリングオフ)

入会契約を締結した日から起算して8日を経過するまでは、書面によって契約を解除することができます。なお、当該契約の解除に伴う損害賠償、若しくは違約金の支払いを当クラブが請求することはありません。ただし、購入されたサッカー用具等の一部を使用して、役務の提供を既に行なっている場合は、未使用のサッカー用具等は返還を受け、使用した一部のサッカー用具等についてのみ、実費弁済請求をさせていただきます。

第7条(中途解約)

入会契約は、年度途中であっても当クラブ所定の「退会届」の提出によって解約することができます。退会を希望する月の前月15日までに「退会届」を提出していただきます。ただし、期の途中退会の場合は、その当該期会費の月割による金額の返金はされません。

第8条(クラブへの参加停止又は強制退会)

当クラブの会員又はその保護者が、次の各号の一つに該当する場合には、停止理由、停止日、停止期間を当該保護者へ通知して、クラブへの参加停止をすることがあります。また改善がみられない場合、または重度の行為と判断した場合には、強制退会の通知書面をもって当クラブより「契約の解除」をさせていただきます。

1. 日本国法における犯罪、未成年者教育法違反の事実が認められた場合。
2. 他の会員に対する明確ないじめ行為や迷惑行為があったとき。
3. グランド、グラウンドの附属設備、クラブの備品等を大切に扱わずに、故意にキズつけたり、壊す行為があったとき。
4. 近隣の皆様に迷惑をかける行為があったとき。
5. 当クラブに提出した申込書や届出書に悪質な不实記載が認められたとき。
6. 会費代金等の支払を数期に渡って滞納し、再三の督促にも応じなかったとき。状況によっては損害賠償請求を行います。
7. その他、当クラブの活動遂行に多大なる支障を及ぼす恐れ、支障を来した場合。悪質な場合は法的手段を考慮致します。

第9条(会費等)

当クラブの入会金、年会費、月会費(期会費)等に関する料金は、入会時にお渡しした別紙「会費について」のとおりです。また、諸般の状況を鑑み、年度途中に会費等の変更をする場合があります。その際には、原則1か月前までに、改めて書面による通知を行わせて頂きますのでご了承の程をお願い申し上げます。

第10条(会費の支払方法)

クラブ指定の口座に振り込んでいただきます。

1. 納入期日

[キッズ・ジュニアスクール/U15 スクール]

一期:3月25日まで(年会費・4・5・6月分)、二期:6月25日まで(7・8・9月分)、三期:9月25日まで(10・11・12月分)、四期:12月25日まで(1・2・3月分)

とし、25日が休日の場合は、前営業日までとさせていただきます。(振込手数料は会員様でご負担下さい。)

[親子サッカースクール]

前期:入会申込時(前期5回分・入会金)、後期:後期開始前月の25日まで(後期5回分)とし、25日が休日の場合は、前営業日までとさせていただきます。(振込手数料は会員様でご負担下さい。)

2. 振り込みによる領収書は、原則として発行いたしません。

3. 振り込み口座

京都銀行 精華町支店 普通口座3941423

トクヒフートスポーツアカデミー (特定非営利活動法人フートスポーツアカデミー)

第11条(肖像権の使用と個人情報保護)

当クラブの広報物・出版物等に関しては会員諸氏の肖像権使用をさせていただきます。それ以外につきましては会員の皆様のプライバシーを保護するため、個人情報保護法を遵守しております。以下の項に関しましてご了承のほどをお願い申し上げます。

1. 個人情報保護法に基づき、国税局並びに警察等による情報提供依頼があった場合。

2. 当クラブの所属する(財)日本体育協会、(財)日本サッカー協会等、及び左記団体の傘下上部組織による、個人情報の提供依頼、肖像権の貸与依頼があった場合。(尚、上記の団体による会員のプライバシーに損害を加えないと判断した場合のみ)

3. 上記2項と相対し、クラブ、及び職員・スタッフ等のプライバシーや個人情報の漏洩による損害が認められた場合、個人情報保護法に照らし合わせ、クラブとしての情報保護、各スタッフにおけるプライバシーの損害として法的手段をとらせて頂く場合がございます。

4. 個人情報保護法に基づき、退職後・離職後のスタッフによる会員情報の漏洩がクラブの管理権限外にて認められた場合、クラブとしてその者に対して、会員のプライバシーを保護する事を第一義として法的手段に訴えことがあります。その際には事実確認等の法的証拠確認のため、会員の皆様にご協力を依頼することがあります。

第12条(規約の改訂)

下記の項に該当する場合は自動的に規約の効力は抹消するものとする。

1. クラブそのものが恣意的に活動を停止、解散、恣意に関わらず停止、解散措置を被った場合。

2. クラブの代表権が変わり、以後、クラブとして活動を継続する場合。

3. クラブそのものによる規約の改定を行った場合。(尚、改訂及び改定の際は会員に書面にて通知することとする。)